

# 元老院国憲按の編纂過程(下)

島 善 高

## 七 国憲按の編纂過程 その(五)

明治十一年七月に国憲取調委員の手で作成された元老院国憲按は、その年度中に議長有栖川熾仁親王に提出されたが、議長から「再修正」が命じられた。そのことは宮内庁書陵部所蔵「国憲草案始末」所収の「明治十三年七月二十八日報告書」(第八番目の史料)に

本官等国憲起艸ノ命ヲ奉シ明治十一年中及報告置候後前議長ヨリ再修正被命及別冊ノ通修正ヲ加ヘ更ニ及報告候也

国憲取調委員

明治十三年七月廿八日

議官中島信行

議官福羽美静

議長大木喬任殿

とあることによつて明らかである(明治十三年二月に元老院議長は有栖川から大木に代わっている)。そしてその「再修正」が明治十三年四月になつてほぼ出来上がったことも、『国憲履歴大略』の第十七番目に

明治十三年四月八日

国憲草案

同

とあることによつて知られる。

右の四月八日の「国憲草案」に相当する史料そのものは見当たらないけれども、幸いに「国憲草案始末」の九番目に綴じられている国憲草案には「明治十三年四月廿七日浄写ス校正済」なる識語があるから、恐らくこれが四月八日に出来上がった草案を浄写したものである。次にこの草案と明治十一年七月の国憲按とを上下比較対照して翻刻するが、それによつて一体どのような点を「再修正」したのかが一日瞭然となるであろう。

十一年七月定本

日本国憲按

— 明治十三年四月二十七日浄写ス校正済

— 国憲草案

日本国憲按

第一篇

第一章 皇帝

第一条 日本帝国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム

第二条 皇帝ノ身体ハ神聖ニシテ侵ス可カラサル者

トス

第三条 皇帝ハ行政ノ権ヲ統フ

第四条 皇帝ハ諸官吏ヲ命シ及之ヲ免ス

第五条 皇帝ハ法律ヲ確定シ及之ヲ布告ス

第六条 皇帝ハ陸海軍ヲ指揮シ便宜之ヲ派遣スルヲ

ヲ得但武官ノ黜陟及退老ハ法律ニ掲ケタル規程ニ

由テ皇帝之ヲ決ス

第七条 皇帝ハ戦ヲ宣シ和ヲ講シ及通信貿易ノ条約

ヲ結フ然レハ国財ヲ費シ国境ヲ変スルカ如キ条約

ハ両院ノ承認ヲ得ルニ非サレハ其力ヲ有セス

国憲

第一篇

第一章 皇帝

第一条 万世一系ノ皇統ハ日本国ニ君臨ス

第二条 皇帝ハ神聖ニシテ犯ス可ラス縦ヒ何事ヲ為

スモ其責ニ任セス

第三条 皇帝ハ行政ノ権ヲ統フ

第四条 皇帝ハ百官ヲ置キ其黜陟ヲ主ル

第五条 皇帝ハ両院議スル所ノ法案ヲ断シ而シテ之

ヲ国内ニ布ク

第六条 皇帝ハ陸海軍ヲ管シ便宜ニ從テ之ヲ派遣ス

其武官ノ黜陟及退老ノ如キハ法律中掲ケタル所ノ常

規ニ遵ヒ而シテ皇帝其奏ヲ可ス

第七条 皇帝ハ外国ト宣戰講和及ヒ通商ノ約ヲ立ツ

約内ノ事国帑ヲ費用シ国疆ヲ變易スルカ如キハ兩

院之ヲ認ルヲ待テ方ニ効有リトス

第八条 皇帝ハ罪犯ヲ赦免シ及減輕スルノ權ヲ有ス

第九条 皇帝ハ貨幣ヲ造ルコトヲ命ス

第十条 皇帝ハ兩院ノ議會ヲ徵集シ又ハ其集會ヲ延

ハシ及其閉會ヲ命ス

第十一条 皇帝ハ貴号及勳章ヲ賜與ス

## 第二章 帝位繼承

第一条 現今統御スル皇帝ノ子孫ヲ以テ帝位繼承ノ

正統ノ裔トシテ帝位ヲ世伝ス

第二条 繼承ノ順序ハ嫡長及入嗣ノ正序ニ由リテ太

子若クハ其男統ノ裔入テ嗣ク太子男統ノ裔缺クル

時ハ太子ノ弟若クハ太子ノ兄弟ノ男統ノ裔ニ伝フ

嫡出男統ノ裔缺クル時ハ庶出ノ子長幼ノ序ニ由テ

入テ嗣ク

第三条 前条ニ定メタル順序ニ依リ帝位ヲ繼承ス可

キノ皇統在ラサル時ハ親王諸王ノ中親疎ノ順序ニ

依リ帝位ヲ繼承ス

第八条 皇帝ハ赦典ヲ行ヒ以テ人ノ罪ヲ減免ス

第九条 皇帝ハ貨幣ヲ造ルノ權アリ

第十条 皇帝ハ兩院ノ議員ヲ召集シ其會期ヲ延シ又

其解散ヲ命ス

第十一条 皇帝ハ人ニ貴号及ヒ勳章ヲ授ク

## 第二章 帝位繼承

第一条 今上皇帝ノ子孫ヲ帝位繼承ノ正統トス

第二条 帝位ヲ繼承スル者ハ嫡長ヲ以テ正トス如シ

太子在ラサルトキハ太子男統ノ裔嗣ク太子男統ノ

裔在ラサルトキハ太子ノ弟若クハ太子ノ兄弟ノ男

統ノ裔嗣ク嫡出男統ノ裔渾テ在ラサルトキハ庶出

ノ子及其男統ノ裔長幼ノ序ニ由リ入テ嗣ク

第三条 上ノ定ムル所ニ依リ而シテ猶ホ未タ帝位ヲ

繼承スル者ヲ得サルトキハ親王諸王親疎ノ序ニ由

リ入テ大位ヲ嗣ク若シ止ムコトヲ得サルトキハ女統

入テ嗣クコトヲ得

- 第四条 特別ノ時機ニ際シ帝位繼承ノ順序ヲ變更スルコトヲ必要トスルコトアル時ハ兩院ノ承認ヲ得ヘシ
- 第五条 即位ノ礼ヲ行フニ方ツテハ兩院集会ノ前ニ於テ国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ
- 第三章 皇帝未成年及其摂政
- 第一条 皇帝ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス
- 第二条 皇帝未成年ノ間ハ親王諸王ノ中最親ニシテ滿二十歳以上ノ者摂政ノ職ニ任ス
- 第三条 男統ノ親王諸王在ラサル時ハ母后摂政ノ職ニ任ス
- 第四条 以上ニ掲載スル所ノ摂政職ニ関スル定メハ成年ナル皇帝ノ政ヲ親ラスルコト能ハサル状アル時ニモ亦準拠ス可キ者トス此時ニ於テ若シ滿十八歳ノ太子アル時ハ此太子摂政ノ職ニ任ス
- 第五条 摂政ハ兩院集会ノ前ニ於テ未成年ノ皇帝ニ忠誠ヲ竭シ且国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ
- 第六条 摂政在職ノ間ハ国憲ノ中一ノ改正ヲモ行フ

- 第四条 皇帝ハ即位ノ礼ヲ行ヒ兩院ノ議員ヲ召集シ国憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ
- 第三章 皇帝未成年及其摂政
- 第一条 皇帝ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス
- 第二条 皇帝未タ成年ニ届ラサルトキハ親王諸王中皇帝ト最モ親シク且ツ滿二十歳以上ノ者政ヲ摂ス
- 第三条 皇帝未タ成年ニ届ラス而シテ親王諸王在ラサルトキハ母后政ヲ摂ス
- 第四条 成年ノ皇帝若シ政ヲ親ラスル能ハサルノ状アルトキハ亦摂政ヲ置ク此時太子年滿十八歳以上ナルトキハ太子政ヲ摂ス
- 第五条 摂政在職ノ初兩院ノ議員ヲ召集シ忠ヲ皇帝ニ竭シ且国憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ

トヲ得ス

#### 第四章 帝室經費

第一条 皇帝及親王諸王ノ歳入ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 皇居及離宮ノ建築及修繕ハ国库ヨリ其費用ヲ供ス

第三条 皇后寡居シ及太子ノ滿十八歳ニ至ル時ハ国库ヨリ歳入ヲ受ク太子妃ヲ納ル、時ハ其数ヲ倍ス但歳入ノ数ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

#### 第二篇

#### 帝国

第一条 凡帝国ノ土地現今区域ノ内ニ在ル者日本帝国ヲ成ス

第二条 帝国府県道国郡区ノ疆界ハ法律ニ由ルニ非サレハ之ヲ変易スルコヲ得ス

#### 第三篇

#### 国民及其權利義務

#### 第四章 帝室經費

第一条 皇帝及親王諸王歳入ノ額ハ律法ノ定ムル所トス

第二条 皇居及離宮新築重修ノ費ハ臨時国库ヨリ支給ス其費額ノ如キハ律法ノ定ムル所トス

第三条 皇后寡居シ若クハ太子滿十八歳ナルトキハ別ニ歳入ノ額ヲ定ム太子妃ヲ納ル、トキハ其額ヲ増ス此等ノ費額亦律法ノ定ムル所トス

#### 第二篇

#### 帝国

第一条 現今ノ土地国疆内ニ在ル者ヲ日本国トス

第二条 府県郡区ノ疆界ヲ變易スルハ律法ノ定ムル所トス

#### 第三篇

#### 国民及其權利義務

- 第一条 凡日本帝国ノ人民タル者ハ皆日本国民ノ權利ヲ有ス但如何シテ其權利ヲ得或ハ之ヲ失フカハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二条 国民ハ法律ニ於テ平等トス
- 第三条 帝国ニ住居スル内外人民ハ其身体及財産ノ保護ヲ受ク但外国人ノ為ニ定ムル特条ハ此例ニアラス
- 第四条 国民ハ法律ニ定メタル特条ノ外均ク公権私權ヲ享有シ又文武ノ官職ニ任スルコトヲ得
- 第五条 国民ハ国費ヲ支ユル為メ応当ノ貢入ニ参加スルノ義務ヲ有ス
- 第六条 国民ハ兵役ニ参加スルノ義務ヲ有ス但徵募ノ方法ト服役ノ期限トハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第七条 人身ノ自由ハ侵ス可カラサル者トス法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ之ヲ拘引、拿捕若クハ囚禁スルコトヲ得ス
- 第八条 遷徙ノ自由ハ兵役ノ故ヲ以テスルノ外ハ之

- 第一条 日本国民ハ皆其權利ヲ享ク其何ヲ以テ之ヲ有ク何ヲ以テ之ヲ失フカ如キハ皆律法ノ定ムル所トス
- 第二条 国民ハ律法内ニ在テ均平ナル者トス
- 第三条 内外国ノ民物ハ齊シク保護ヲ被ル只外国人ノ為ニ特例ヲ設ケタル者ハ此限ニ在ラス
- 第四条 国民ハ皆文武ノ官職ニ任スルコトヲ得
- 第五条 国民ハ税ヲ納ムルノ義務ヲ負フ
- 第六条 国民ハ兵役ニ應スルノ義務ヲ負フ
- 第七条 国民自由ノ權ハ犯ス可ラス律法ニ掲ケタル所ノ常規ニ由ルニ非レハ拘引拿捕若クハ囚禁等ノ事ヲ行フコトヲ得ス
- 第八条 国民遷居ノ自由ハ律法ニ由ルニ非レハ限制

ヲ制限スルコトヲ得ス

第九条 住居ハ侵ス可カラサル者トス法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ住居ニ進入シ及之ヲ檢探スルコトヲ得ス

第十条 変異ノ時機ニ当リ国安ヲ保ツカ為メノ故ヲ以テ帝國ノ全部若クハ局部ニ於テ國憲中ノ箇条ヲ停止スルコトヲ必要トスル時ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 財産ハ侵ス可カラサル者トス法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ何人モ其私有ヲ褫ハルコトナシ

第十二条 信書ノ秘密ハ侵ス可カラサル者トス法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ信書ヲ勾収スルコトヲ得ス

第十三条 國民ハ豫メ檢査ヲ受クルコトナク出版ニ由テ其意思若クハ論說ヲ公ケニスルコトヲ得但法律ニ對シテ其實ニ任ス

第十四条 國民ハ各自ニ信仰スル所ノ宗旨ヲ奉スル

スルコトヲ得ス

第九条 國民ノ住居ハ犯ス可ラス律法ニ掲クル所ノ常規ニ由ルニ非レハ人家ニ入り搜索スルコトヲ得ス

第十条 國民ノ中全部或ハ幾部尙シ变故アレハ暫ク國憲中ノ諸款ヲ停メテ以テ安寧ヲ保スルコトヲ要ス亦律法ノ斷定ニ屬ス

第十一条 國民ノ財産ハ犯ス可ラス律法ニ掲クル所ノ常規ニ由ルニ非レハ其所有ヲ奪フコトヲ得ス

第十二条 書信ノ秘密ハ犯ス可ラス律法ニ掲クル所ノ常規ニ由ルニ非レハ之ヲ勾収スルコトヲ得ス

第十三条 國民ハ印板ニ由リ以テ其意思及論說ヲ世ニ公ニスルコトヲ得但律法ニ依遵セサルコトヲ得ス

第十四条 國民ハ各其宗教ヲ崇信スルコトヲ得其政事



ヲ自由ナリトス然レハ民事政事ニ妨害ヲナスハ之ヲ禁ス

第十五条 国民ハ兵器ナク平穩ニ集会スルノ權又会社ヲ結フノ權ヲ有ス但シ此權ノ受用ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十六条 国民ハ各自ニ上言ノ權ヲ有ス然レハ連衆上言スル時ハ各自ニ署名セサルコトヲ得ス但官ニテ認メタル会社ニ限り連衆一名ニテ上言スルコトヲ許ス此時機ニ於テハ其会社ノ事件ニ付テノミ上言スルコトヲ得

第十七条 国民ハ皇帝ノ許可ヲ得ルニ非サレハ外国ノ貴号勲章及養老銀ヲ受クルコトヲ得ス

#### 第四篇

#### 第一章 立法權

第一条 立法ノ權ハ皇帝ト帝国議會トニ分ツ皇帝ハ議案ヲ下附シ議會ハ其議案ヲ上奏ス

第二条 帝国議會ハ元老院及代議士院ノ議會ヨリ成

風俗ニ害アル者ハ均ク禁スル所トス

第十五条 国民ハ集会團結ノ權アリ其制限ノ如キハ法律ノ定ムル所トス

第十六条 国民ハ各自上言スルコトヲ得如シ二人以上上言スルトキハ須ク各其名ヲ署スヘシ只官准ノ会社其会社ノ事ヲ上言スルハ二人以上仍ホ一人ノ名ヲ用ユルコトヲ得

第十七条 国民ハ皇帝ノ批准ヲ得ルニ非レハ外国ノ貴号勲章及養老金ヲ受ルコトヲ得ス

#### 第四篇

#### 第一章 立法權

第一条 皇帝元老院及国会合同シテ立法ノ權ヲ行フ

第三条 法律ノ疑条ヲ釈明シテ人民一般ノ定例トナ

スハ立法権内ニ属ス

第二章 元老院及其權利

第一条 元老院議員ハ三十人以上トス皇帝ハ左ニ開

載スル各人ノ内ヨリ之ヲ選フ

- 一 親王
- 一 諸王
- 一 華族
- 一 勅任官ノ位置経歴ノ者
- 一 国ニ功勞アル者

第二条 皇帝ハ法按ヲ兩院ニ下付ス兩院モ亦意見書

ヲ上奏スルコトヲ得而シテ其批准ヲ得ル者ヲ法按ト

ス

第三条 各法按ハ兩院協同ノ後皇帝ノ批准ヲ得ルニ

非レハ律法ト為スコトヲ得ス

第四条 律法中ノ疑義ヲ釈シテ全国ノ定例ト為ス者

ハ仍ホ立法権内ノ事トス

第二章 元老院及其權利

第一条 元老院議員ハ皇帝之ヲ左ニ記スル所ノ人ヨ

リ選ム

- 一 親王
- 一 諸王
- 一 華族
- 一 嘗テ勅任官ノ位置ニ在ル者
- 一 国会議長
- 一 功勞アル者

- 一 政治法律ノ学識アル者
- 第二条 皇子ハ元老院議員タルノ權ヲ有ス議員ノ上  
席ニ座ス滿十八歳ニシテ院中ニ参入シ滿二十歳ニ  
シテ公議ノ權ヲ有ス
- 第三条 元老院ノ議長及副議長ハ皇帝之ヲ議官ノ中  
ヨリ選フ
- 第四条 元老院ハ立法ノ權ヲ受用スルノ外左ノ諸事  
ヲ掌ル
  - 一 諸大臣大臣參議諸省卿及長官ノ罪ヲ論告スルコト
  - 一 外国条約及帝位繼承ノ順序ヲ變易スルノ承  
認ヲナシ及ヒ皇帝即位ノ時又ハ摂政在職ノ  
初ニ方ツテ其宣誓ヲ聴クコト
  - 一 立法ニ関スル意見書ヲ上奏スルコト
  - 一 立法ニ関スル上言書ヲ受クルコト
- 第五条 元老院ハ諸大臣ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得又諸  
大臣出頭シテ意見ヲ陳フルコトヲ得但決議ノ数ニ加  
ハラス

- 一 学識アル者
- 第二条 皇子ハ滿十八歳ニテ元老院ニ入り首座議官  
ト為リ滿二十歳ニテ始テ公議ニ参ス
- 第三条 元老院議長及副議長ハ皇帝之ヲ議官中ヨリ  
選フ
- 第四条 元老院ハ立法ノ事ヲ掌ルノ外上言書ノ立法  
ノ事ニ係ル者ヲ受ク

第六條 議官ハ裁判ノ故本人ノ願及老退ノ故ニ非ス  
シテ免黜セラル、コナシ

第七條 議官ハ六千円ヨリ多カラス三千円ヨリ少カ  
ラサルノ年俸ヲ受ク

第三章 代議士院及其權利

第一條 代議士院ハ法律ヲ以テ定メタル選挙ノ規程  
ニ由リ選挙スル所ノ代議士ヲ以テ成ル但人口十五  
万ニ付キ少クハ一名ヲ出ス可シ

第二條 代議士ハ投票ヲ以テ之ヲ選フ且之ヲ重選  
スルコトヲ得

第三條 代議士トナル者ハ日本人滿二十五歳ニシテ  
選挙ノ規程ニ定ムル税額ヲ納メ且代議士トナル可  
キ要件ヲ具備スルヲ要ス

第四條 代議士ノ任期ハ四年トシニ歳毎ニ其全数ノ  
半ヲ更選ス

第五條 代議士院ハ会期間其議員中ヨリ議長及副議  
長各五名ヲ公選シ各五名ノ姓名表ヲ奏呈シ皇帝之

第五條 議官ハ犯罪ノ故及其情願ニ由ルニ非レハ之  
ヲ免スルコトヲ得ス

第三章 国会及其權利

第一條 国会議員ハ法律ノ定ムル所ノ選挙規程ニ由  
テ之ヲ選フ

第二條 国会議員ハ任期ヲ四年トシ毎二年其全数ノ  
半ヲ改選ス

第三條 国会々期ノ間議長副議長各三人ヲ公選シ其  
氏名表ヲ奏進シ而シテ皇帝之ヲ選フ

ヲ選フ

第六条 代議士ハ法律ヲ以テ定メタル旅費及滞在費ヲ受ク

第四章 両院通則

第一条 両院ハ議員ノ過半数列席スルニ非サレハ会議ヲ開クコトヲ得ス

第二条 両院ハ過半数ヲ以テ可否ヲ決定ス

第三条 両院ノ会議ハ公行トス然レモ議長若クハ議員五人以上ノ求めニ依リ密会ヲ行フコトヲ得

第四条 議員ハ其職ヲ行フニ付キ発言シタル意見ノ

為メ審糾セラル、コナシ但院中ノ条例ニ循フハ此

例ニアラス

第五条 議員ハ現行犯ヲ除クノ外各院ノ承認ヲ得ス

シテ拘引拿捕セラル、コナシ

第六条 何人モ同時ニ両院ノ議員ニ兼任スルコトヲ得

第四条 国会議員ハ律法ノ定ムル所ノ費額ヲ受ク

第四章 元老院及国会両院通則

第一条 元老及国会両院ハ過半数ノ会員アルニ非レハ何事ヲモ議スルコトヲ得ス

第二条 両院ノ会議ハ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

第三条 法案ハ必ス三回ノ会議ヲ經

第四条 両院ノ会議ハ公行ノ者トス只議長若クハ議員五人以上公行スルコトヲ欲セス而シテ過半数之ヲ

可トスルトキハ公行ヲ停ムルコトヲ得

第五条 議員ハ在場発言ノ故ヲ以テ審糾ヲ受ルコトヲ得ス只各院ノ規則ニ遵フ

第六条 両院会期ノ間議員現行犯アルニ非レハ之ヲ

拘引拿捕スルコトヲ得ス

第七条 何人モ両院ノ議員ニ兼任スルコトヲ得ス

ス

第七条 法律ノ承認ヲ要スルニ方リ兩院同時ニ開ケサル時ハ一院ニ於テ其承認ヲナシ他ノ一院ノ開クルニ及テ其報告ヲ為ス

第八条 議員ハ國憲ヲ遵守スルノ誓ヲ宣フ

第五篇

第八条 兩院ハ大臣參議諸省卿及長官ノ臨場ヲ求ムルコトヲ得而シテ大臣參議諸省卿及長官ハ常ニ兩院

ニ至リ其意見ヲ述ルコトヲ得只決議ノ數ニ在ラス

第九条 兩院ハ大臣參議諸省卿及長官ノ罪職務ニ係ル者ヲ劾スルコトヲ得

第十条 兩院俱ニ開カサルノ時ニ方リ一院法按ヲ議定スルトキハ他ノ一院ノ開クル日ヲ待テ之ヲ報告ス

第十一条 法按已ニ一院ノ議定ヲ終ルトキハ他院ニ送ル他院若シ之ヲ變更スルトキハ又之ヲ前ニ議定スル所ノ院ニ返ス前ニ議定スル所ノ院又之ヲ變更スルトキハ又之ヲ他院ニ送ル兩院竟ニ協同セサルトキハ各院同數ノ委員ヲ出シ一ノ報告書ヲ作り各院之ニ廻リ白ラ其可否ヲ決ス

第五篇

行政権

第一条 皇帝ハ諸大臣ヲ任シ及之ヲ免ス

第二条 諸大臣ハ職務ニ付テ其責ニ任ス法律及一切ノ文書ハ大臣一人之ニ副署ス

第三条 諸大臣ハ国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第六篇

司法権

第一条 司法権ハ上下等裁判所ニ由リ皇帝ノ名ヲ以テ之ヲ施行ス裁判所ハ法律ヲ除クノ外它ノ權威ニ從フコナシ

第二条 皇帝ノ任シタル判事ノ三年間在職シタル者ハ裁判ノ故本人ノ願及退老ノ故ニ非スシテ免黜セラル、コナシ

第三条 裁判所ノ構制権任ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ裁判ヲ行フカ

行政権

第一条 皇帝ハ諸省ヲ置キ大臣參議諸省卿及長官ヲ命シ又之ヲ免ス

第二条 大臣諸省卿ハ各其職務ノ責ニ任ス法律及皇帝ノ命令ハ責任アル者ヲシテ之ニ副署セシム

第三条 大臣參議諸省卿及長官ハ国憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ

第六篇

司法権

第一条 司法権ハ各裁判所ニ由テ之ヲ行フ各裁判所ハ只律法ニ遵フ他ノ命ヲ受ケス

第二条 裁判所ノ設置及權利ハ律法ノ定ムル所トス法律ニ掲ケタル所ノ常規ニ由ルニ非レハ特ニ裁判所

為メ特別ノ裁判所ヲ設クルヲ得ス

第四条 陸海軍裁判所ハ別段ノ法律ヲ用ユ

第五条 帝國ニ一ノ大審院ヲ置ク

第六条 大審院ハ法律ニ掲ケタル職務ノ外元老院ノ  
論告シタル諸大臣ノ罪ヲ裁判ス

第七条 大審院及裁判所ノ檢事ハ皇帝之ヲ任シ及之  
ヲ免ス

第八条 民事刑事ノ別ナク裁判所ノ裁判ハ公行トス  
然レモ國安及ヒ風儀ニ関スル者ハ公行ヲ停ムルコ  
ト得

第九条 裁判ハ必理由ヲ付ス

第十条 判事及檢事ハ國憲ヲ遵守スルノ誓ヲ宣フ

第七編 府県会及邑会

第一条 每府県ニ府県会ヲ置キ每邑ニ邑会ヲ置ク可

ヲ設クルコトヲ得ス

第三条 陸海軍裁判所ハ別ニ律法アリ

第四条 國中ニ大審院一所ヲ置ク

第五条 大審院ノ職務ハ律法ニ掲クル所ヲ除クノ外  
兩院効スル所ノ大臣參議諸省卿及長官ノ罪職務ニ  
係ル者ヲ裁判ス

第六条 判事ハ犯罪ノ故及其情願ニ由ルニ非レハ之  
ヲ免スルコトヲ得ス

第七条 裁判所ノ裁判ハ民事刑事ヲ分タス公行トス  
只國安及風儀ニ係ル者ハ公行ヲ停ムルコトヲ得

第八条 裁判ハ必理由ヲ付ス

第七編 府県会及区町村会

第一条 每府県ニ府県会ヲ置キ每区町村ニ区町村会



シ但其議員ヲ選挙スルノ法ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム  
第二条 府県会及区町村会ノ權利義務ハ亦法律ノ定ム

第八篇

會計

第一条 政府ハ毎年翌年ノ国費概算表及国費ヲ支ユ  
可キ意見書ヲ代議士院ニ送致シ且租税ノ徴収及其  
費用ヲナセシ報告書ヲ送致シテ以テ其検査ト承認  
トヲ得可キ者トス

第二条 法律ノ承認ヲ得サル租税ハ之ヲ賦課スルコ  
トヲ得ス

第三条 凡租税ニ係リ苟モ特准ヲ與フルコトヲ得ス

第四条 国債ハ法律ノ承認ヲ得ルニ非サレハ之ヲ起  
スコトヲ得ス政府ヨリ其債主ニ対スルノ義務ハ侵ス

可カラサル者トス

第五条 貨幣ノ斤量、品性、価直及紙幣發行ノ額ハ

ヲ置ク其選挙規程ハ律法ノ定ムル所トス

第二条 府県会及区町村会ノ權利義務ハ亦律法ノ定  
ムル所トス

第八篇

国費

第一条 政府ハ毎年次年ノ国費計表及国費ヲ支ユ可  
キ意見書ヲ兩院ニ送り又租税徴収及費用ノ報告書  
ヲ送り以テ其検査及承認ヲ得此事ハ先ツ国会ノ議  
決ヲ經

第二条 租税ハ律法ノ許ス所ノ者ニ非レハ之ヲ賦課  
スルコトヲ得ス

第三条 事ノ租税ニ係ルハ漫ニ特准ヲ與フルコトヲ得  
ス

第四条 国債ハ律法ノ許ス所ニ非レハ之ヲ募ルコトヲ  
得ス政府ヨリ債主ニ対スルノ義務ハ犯ス可ラス

第五条 貨幣ノ斤量品性価直及紙幣發行ノ額ハ律法

法律ヲ以テ之ヲ定ム

第九篇

国憲修正

第一条 立法権ハ国憲中某条ノ修正ヲ要スルコトヲ宣告スルノ権ヲ有ス

第二条 国憲ノ修正ヲ議スルニ方ツテハ兩院議員少クトモ三分ノ二列席セサル時ハ其事ヲ議スルコトヲ得ス而シテ少クトモ之ヲ可トスル者三分ノ二ニ盈タサレハ変更ヲナスコトヲ得ス

附録

第一条 此ノ国憲施行ノ日ヨリ始め此ノ国憲ニ抵触スル法律ハ之ヲ廃ス

第二条 此ノ国憲ニ掲ケタル皇帝及諸官吏ノ誓ヲ宣フルコトハ此ノ国憲施行ノ日ヨリ直ニ之ヲ行フ可シ

之ヲ定ム

第九篇

国憲修正

第一条 若シ国憲中修正ヲ要スル者アリ果シテ已ムコトヲ得サルヲ見ルトキハ皇帝之ヲ命ス

第二条 国憲ノ修正ヲ議スルハ兩院ノ議員三分ニ以上相会スルニ非レハ其事ヲ議スルコトヲ得ス而シテ其事ヲ可トスル者三分二以上ニ上ラサレハ之ヲ変更スルコトヲ得ス

附録

第一条 国憲施行ノ日若シ律法ノ之ト抵触スル者アルキハ之ヲ廃ス

第二条 国憲施行ノ日ヨリ文武百官ハ忠ヲ皇帝ニ竭シ且国憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ

右の上下兩段の草案を比較して気付く最も特徴的な修正は、第一篇第二章「帝位継承」の第三条に「若シ止ムコト

ヲ得サルトキハ女統入テ嗣クヲ得」なる一文が加えられたこと、及び第四条の「特別ノ時機ニ際シ帝位繼承ノ順序ヲ変更スルヲ必要トスルコアル時ハ兩院ノ承認ヲ得ヘシ」を削除していることであろう。このうち前者は、然るべき男系の皇位繼承者がいない場合には「女統」が入って嗣ぐという規定であるが、これは男系男子が存在しないときには内親王が皇位を嗣ぎ、そしてその後もその内親王の子孫が皇位繼承をするという意味であろう。もしそうとすれば、この規定は、明治九年十月の国憲第一次案第一編第二章第四条の「女主人テ嗣クキハ」云々という「女主」の規定とはかなり趣を異にして、場合によっては第一条の皇統は「万世一系」たるべしとの規定に抵触することにもなりかねないことになる。当時、明治天皇には然るべき男子の繼承者が存在しなかったところから、かかる修正が行なわれたのであろう。

この他には表題「日本国憲按」を「国憲」に改めていること、第四篇第三章で「代議士院」を「国会」に改めていること、第七篇で「邑会」を「区町村会」に改めていること、そして第八篇の篇名を「会計」から「国費」と改めていることなどが注目される位で、後は「法律」を「律法」とするなど、大部分が内容には殆ど影響のない字句の修正であった。

## 八 国憲按の編纂過程 その(一八)

元老院国憲取調局では、前節に翻刻した国憲草案（「明治十三年四月廿七日浄写ス校正済」）の各条文の典拠となつた西欧各国憲法の条文番号を欄外に書き加えつつあつた。すなわち右草案の第四篇第三章「国家及其権利」から

第五篇「行政権」までの欄外に「普第三条」とか「白第四条」とかの注記があることでそれが知られるが、その準拠調査は四月二十二日に完成していた。『国憲履歴大略』の第十八番目に

同年同月廿二日

日本国憲案  
同準拠書目 欧和比較

小田切盛徳調査

とある。この欧和比較の国憲草案は既に浅井氏の『元老院の憲法編纂顛末』一一七頁以下及び『秘書類纂憲法資料』下卷三五八頁以下に翻刻紹介されているが、従来、いつ誰が作成したものか明らかではなかった。それがこの『国憲履歴大略』の記事で明治十三年四月二十二日に小田切盛徳によって作成されたことが判明したのである。

次いで『国憲履歴大略』の第十九番目には

同年

日本国憲ヲ進ムル復命書改正

同

とあり、第二十番目に

明治十三年自五月至七月

国  
文 国憲草案

山口 福羽 中島  
細川 各議官 決議

小田切盛徳調査

とある。前者の「日本国憲ヲ進ムル復命書改正」そのものは見当たらないが、明治十一年六月二十日に浄写された「国

憲按ヲ進ムル復命書」（『国憲草案始末』の第五番目）を下敷きにして修正を加えたものであろう。後者の「国文国憲草案」は『国憲草案始末』の第十二番目に載せられているものであって、それには次のような附箋がある。

九編	第一次調査	五月七日	山口	細川	福羽	小田切
十五章	第二次調査	六月卅日	細川	福羽	中島	小田切
八十六条	第三次調査	七月五日	細川	福羽	中島	小田切
附録二条	第四次調査	七月六日	細川	中島		小田切

これによつて、国憲編纂局では明治十三年の五月から七月まで、具体的には五月七日、六月三十日、七月五日、七月七日の四回にわたつて国憲草案を調査したことがわかるのである。また、慶應義塾大学図書館所蔵小田切盛徳文書中の「国憲」（『国憲草案并附属稿』一四四―三〇―二〇、前掲浅井著書一四五頁以下に翻刻あり）には「福羽 細川 山口 小田切」との記載があり、その第三篇の上欄に「以下六月卅日調査」、同篇の終わりの上欄に「以上六月卅日調査」と書かれているので、六月三十日の調査が国憲草案の第三篇であつたことが明らかである。然りとすれば、五月七日の

調査は第一篇第一条から第二篇第二条までであり、第四篇以下を七月五日と七月六日に調査したことが推測されよう。なお、右の「国文」国憲草案に対して、この頃、「漢訳」の国憲草案が作成されていて、小田切文書に残されている(一五二一八一、浅井前掲書三三七頁以下に翻刻あり)。欄外に「二百五丁」から「二百十二丁」の番号が付されているところから、元は何かの書類の中に綴じられていたものらしいけれども、どのような経緯でこれが作成されたのかは不明である。

さて、七月六日に国文国憲の調査をした翌七日、これらの調査結果を踏まえて、四月二十七日に浄写校正した国憲草案を更に改定及び校正した。前掲「明治十三年四月廿七日浄写ス校正済」の国憲草案には、「同 七月七日改定人見校済」との識語及び「国憲取調掛控書(松岡)」の注記があり、実際に改定の筆が加えられている。これによれば、この「改定」は、第三篇第十条の「国民ノ中全部或ハ幾部尙シ变故アレハ暫ク国憲中ノ諸款ヲ停メテ以テ安寧ヲ保スルコトヲ要ス亦律法ノ断定ニ属ス」を「内乱外患ノ時ニ方リ国安ヲ保ツカ為メ帝国中ノ全部或ハ幾部ニ於テ暫ク国憲中ノ諸款ヲ停ムルコトヲ得」と改め、且つ条文番号を変更して同篇最後の第十七条に移している他は、「律法」を「法律」とし、「親王諸王」を「皇族」と一括し、第三篇第三章規定の「国会」を「代議士院」と旧に復するなど、全く字句の表現を改めただけである。因みにこの日校正の筆を加えている「松岡」は「国憲履歴大略」を纏めた松岡正盛であり、「人見」は「官員録」に「元老院十等書記生」として記載されている人見宜智であろう。

ところで、「国憲履歴大略」の第二十一番目には

同年七月七日

国憲艸按ヲ進ムル報告書

同

とあり、第二十二番目にも

同年同月廿日

報告書

同

とあるから、国憲草案の起草作業は七月七日の時点で完結し、その後は国憲取調局から元老院議長へ報告する準備が開始された。そして同月中にはそれも終了、『国憲草案始末』には既に前節冒頭で触れたように、七月二十八日附国憲取調委員の議長大木喬任宛の報告書が綴じられている。

七月末日に国憲取調委員たる中島信行・福羽美静・細川潤次郎から国憲草案を受け取った大木議長は、その取り扱いを巡っていささか苦慮したようであつて、十月十六日の『東京日々新聞』は

豫て元老院にて制定せられし憲法草案を奏上せらるゝに付議長の意見は右草案を一応討議して後ち上呈すべき筈なれども、さしては他日公然本院の議に附せられし折再度の会議を煩はす如き姿あれば、今般は各議員より意見書を添へ上呈するが宜しからんとのことなりしに、議官中の一二名は不服にて、この案たるもとより天皇陛下の御参考に供し奉るにすぎざれば、今日これを議し他日また我国の憲法もいよいよ定めらるゝに至り再議するも決して妨げなきことにて、其が当然のこと、云ふべし、特に一度満場の議を経しものならねば、本院の案とは云ひ難しなど述べられたるに、賛成者頗る多く一時は満場を動かしたれども、遂に議決に至らずして散

会せられしが、議長は矢張り前議をとりてたゞ意見書のみ出すべしと達せられしとぞ、

とその間の模様を伝えている（稲田正次『明治憲法成立史』上巻三二〇頁参照）。すなわち元老院会議を開いて国憲按を審議すべしという意見と、いずれこの草案が下附された際には会議を開かなければならないから今は各議官の意見を取るだけでよいという主張とがあつたけれども、結局、右の新聞記事の通り元老院の各議官から意見を徴することになり、十月九日に各議官に頒布されて十一月中に意見が徴取された。『国憲履歴大略』の第二十三番目及び二十四番目に

同年十月九日

国憲草案ヲ進ムル報告書

同

右同日該書ヲ以テ衆議官へ頒布ス

同年十一月

国憲

衆議官ノ意見ヲ取ル

とあり、『国憲草案始末』の第十一番目に綴じられている「国憲按ヲ進ムル報告書」にも「明治十三年十月九日課長小田切氏ヨリ幹事へ出ス処ノ控」との識語が記されている。

この元老院各議官の意見は、佐佐木高行副議長以下二十名から取られたものであるが、浅井前掲書三四八頁以下



及び「秘書類纂憲法資料」下巻三九六頁以下に「国憲草案各議官意見書」として翻刻されている他、「国憲草案始末」の第十八番目にはその「草稿」が綴じられている。また稲田前掲書上巻三二一頁以下にもかなり詳細にこの意見書が分析されているので、具体的にはそれらを参照されたいけれども、ここでは意見書の一端を窺うために、第一篇第二章第三条の「若シ止ムコトヲ得サルトキハ女統入テ嗣クヲ得」という「女統」に関する規定についての議官河田景與の意見を掲げておこう。

本案各条皆極メテ重大ノ事件ニシテ其果シテ完全無缺ナルコト容易ニ断定ス可ラサル者アリ今其最モ不可ト認取スル者意見左ニ進呈ス

第一篇 第二章 第三条

上ノ定ムル所ニ依リ而シテ猶未タ帝位繼承スル者ヲ得サルトキハ皇族親疎ノ序ニ由リ入テ大位ヲ嗣クコトヲ得  
 末条ニ所謂女統ナル者皇女他人ニ配シテ拳クル所ノ子若クハ孫ナルトキハ則現然異姓ナリ（警ヘハ仁孝天皇ノ皇女故將軍家茂ニ降嫁スルカ如キ若シ其在アレハ即徳川氏ニシテ王ニアラス王族ニアラサルナリ）果シテ然ラハ第一章第一条ニ抵触ス如何トナレハ異姓ノ子ニシテ帝位繼承スルコトヲ得ハ之ヲ万世一系ノ皇統ト云可ラス故ニ其入嗣ノ文男統全ク尽キ千万止ムヲ得サルノ際ニ備フル者ト雖トモ恐ル後來云フ可ラサルノ弊害ヲ生セン因テ朱書ノ如ク修正アランコトヲ希望

この条文については東久世通禧、大給恆、伊丹重賢の議官及び副議長佐佐木高行も反対意見を表明している。

これより先、元老院では明治十三年八月に「国憲草按引証」と題する資料を編成している。これは都立中央図書館や慶應義塾大学図書館その他に所蔵されており、浅井前掲書一七四頁以下に翻刻されているものであって、フランス歴代の憲法以下欧州各国憲法の条文を翻訳し、国憲草按の条文に従って配列したものであるが、その体裁は本

稿第四節に言及した都立中央図書館所蔵『日本国憲按』と殆ど同じである。

さて、各議官の意見を集めた後、十二月二十七日、元老院では各書類の浄写校正を行った。すなわち『国憲草案始末』第十一番目の資料「国憲艸按ヲ進ムル報告書」に「明治十三年十二月廿七日該原稿ヲ以テ浄写上奏ス則人見宜智書松岡一野片柳校正ス」「三拾五部」と識語があり、議官福羽美静及び幹事細川潤次郎連名の議長大木喬任宛報告書の日付も十二月二十七日と改めており、さらに『国憲草案始末』第十二番目の資料の「国文国憲草案」にも「明治十三年十二月廿七日該書ヲ以テ人見浄写松岡一野片柳校正」との附箋がある。これらの資料の浄写校正を行った人物のうち、「一野」は御用掛准判の一野貞良、「片柳」も同じく御用掛准判の片柳義宜である。

かくして上奏の準備すべて整い、翌二十八日に全九篇八十六箇条附録二箇条からなる国憲草案が上奏されたのであった。『国憲草案始末』の第十四番目には「国憲草案<sup>明治十三年上奏済</sup>」「元老院国憲取調局」と題する資料が綴じられており、その後の「国憲艸按ヲ進ムル報告書」にも「上奏済ノ部 正」との附箋が施されている。しかし、この国憲案は結局不採択になった。その理由は、岩倉が明治十三年八月に

方今元老院奉命スル所ノ法案ヲ上奏セントス、臣之ヲ覩ルニ其体ヲ得ルト雖モ恐クハ末夕全備トセス、且他ノ法律ニ関スル条ノ如キハ更ニ審議セサルヲ得ス

とて元老院とは別に太政官内に国憲審査局を設置するよう建議し、また同年十二月二十一日に伊藤博文が岩倉に

国憲草案元老院ヨリ差出方之儀ハ尊慮之通思食有之旨を以未定案之儘御引上ケ相成候方可然奉存候、既ニ出来候草案ハ曾而柳原ヨリ写一通内々受取熟覽仕候処、各国之憲法ヲ取集焼直シ候迄ニ而我国体人情等ニハ聊も致注意候ものとは不被察、必竟欧洲之制度模擬スルニ熱中シ、将来之治安利害如何ト願候ものニ無之様奉存候、

如斯皮相の見ヲ以テ容易変体ニ着手有之候様ニ而ハ不相成ト憂慮罷在候次第ニ御座候処、此度御引揚と相成儀ニ御座候得者、至極可然様奉存候、

云々と書翰を出していることなどから知られるように、岩倉や伊藤が元老院の国憲按に強く反対していたからであり（稲田前掲書三三三頁以下）、また当時、岩倉や伊藤の下で活躍していた井上毅も、明治十四年六月に岩倉に提出した「意見第三」で

元老院上奏ノ憲法草案第八編第二条ニ法律ノ承認ヲ得ザル租税ハ之ヲ賦課スルコトヲ得ズト、此レ乃チ明カニ賦税ノ全権ヲ国会ニ付予スル者ニシテ、此条ニ従ヘハ政府徴税ノ法案ニシテ若シ議院異議アリテ議決セザルトキハ人民ハ租税ヲ課出スルコトヲ免レ、国库由テ以テ資給スル所無ラントス、賦税ノ全権既ニ議院ニ在ルトキハ虎ニシテ羽翼アルノ勢アリ、宰相ヲ進退シ内閣ヲ左右ス、孰レカ敢テ之ヲ防カン、

云々と述べ、元老院国憲按に批判的であつたからである（稲田前掲書四七四頁、梧陰文庫研究会編『梧陰文庫影印—明治皇室典範制定前史』一三二頁）。

おわりに

以上、主として宮内庁書陵部所蔵『国憲草案始末』に依拠しながら元老院国憲按の編纂過程を眺めてみたけれども、国憲第一次案の起草に法制史学者であつた横山由清が深く関与していたことが判明したことは、新知見として特筆してもよからう。これによつて、中江兆民や河津祐之が国憲起草の中心的人物であつたという新説は再考を余

儀なくされるようになった。しかし、横山が起草に関わったとしても、国憲按の基本思想や全体的構成などまで横山一人で考え出したのか、それとも誰か他に示唆を与えた人物がいるのか、更には国憲起草が命じられてから僅か月余にして第一次案が出来たのは何故か、これらの点についてはなお明らかにはされていないのであつて、今後の検討課題である。横山は左院時代から国憲編纂に従事しており、また元老院でいくつかの編纂事業にも携わっているため、今後さらに彼の働きを追求してみる必要がある。

次に、『国憲草案始末』にはこれまで知られなかった国憲草案類が幾つか綴じられており、しかもそれらによつて推敲の後を詳細に追跡することができるようになったことも注目すべきことであらう。これによつて、稲田氏によつて提唱され、現在の学界の通説となつている国憲按の第一次案、第二次案、第三次案という区別も——たとえ大枠は崩れないとしても——考え直さなければならなくなつたのであるが、詳細な検討は今後の課題である。

なお最後に付言すれば、元老院の国憲按それ自体は結局不採用となつたけれども、この国憲按の起草過程で作成されたさまざまな参考書類、それに外国憲法の翻訳等は、印刷に付されてその後の憲法起草に際しても利用されている。たとえば横山由清らが力を注いで編修した『旧典類纂』のうち、とりわけ『皇位継承篇』（明治十一年刊、柳原前光序、福羽美静校閲、横山由清・黒川真頼編纂）はその後も大いに活用されているのであるから、元老院の国憲調査は全く徒勞に終わったというわけではないのである。したがつて、元老院の国憲編纂事業の果たした歴史的な意義についてもなお再考の余地が残されていると言わねばならない。